

昭和二十六年法律第二百二十二号

民事調停法

目次

第一章 総則（第一条—第二十三条）

第二章 特則（第二十三条の二—第二十三条の五）

第三章 宅地建物調停（第二十四条—第二十四条の三）

第四章 農事調停（第二十五条—第二十五条の三）

第五章 商事調停（第二十六条—第二十六条の三）

第六章 鉱害調停（第三十二条・第三十三条）

第七章 交通調停（第三十三条の二）

第八章 公害等調停（第三十三条の三）

第九章 知的財産調停（第三十三条の四）

第十章 罰則（第三十四条—第三十八条）

附則

第一章 総則（通則）

第一節 通則（この法律の目的）

第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

（調停事件）

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる（管轄）。

第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

2 調停事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

3 調停事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

4 調停事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所（移送等）

第五条 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき（次項本文に規定するときを除く。）は、申立てにより又は職権で、これを管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するため特に必要があると認めるとときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

6 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であつて、その事件が家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百四十四条の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる事件であるときは、職権で、これを管轄する家庭裁判所に移送しなければならない。

ばならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができる。

3 裁判所は、調停事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

（調停の申立て）

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び紛争の要点

（調停機関）

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行なうことができる。

2 裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

（調停委員会の組織）

第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

（調停主任等の指定）

第七条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

（民事調停委員）

第八条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

（民事調停委員の除斥）

第九条 民事調停委員の除斥については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第十二条、第十三条第二項、第八項及び第九項並びに第十四条第二項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

2 民事調停委員の除斥についての裁判は、民事調停委員の所属する裁判所がする。

（手当等）

第十条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（利害関係人の参加）

2 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参

加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手

続に参加させることができる。

（調停前の措置）

第十二条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

（調停手続の指揮）

第十二条の二 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(期日の呼出し)

第十二条の三 調停委員会は、調停手続の期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならぬ。

(調停の場所) 第十二条の四 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(調書の作成)

第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(記録の閲覧等)

第十二条の六 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は調停事件に関する証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法 (平成八年法律第二百九号) 第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(事実の調査及び証拠調べ等)

第十二条の七 調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認められた後に証拠調べをすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせることができる。

(調停をしない場合)

第十三条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(調停の不成立)

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(裁判官の調停への準用)

第十五条 第十一条から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(調停の成立・効力)

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したのもとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停に代わる決定)

第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

(異議の申立て)

第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができる。

その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、前条の決定は、その効力を失う。

5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴の提起)

第十九条 第十四条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了し、又は前条第四項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたもののみなす。

(調停の申立ての取下げ)

第十九条の二 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、第十七条の決定がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(付調停)

第二十条 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又は自ら処理することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後ににおいて、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合には、この限りでない。

3 第二項の規定により受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

4 前項の規定は、非訟事件を調停に付する場合について準用する。

第二十条の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前項第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について調停が成立した場合において、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(訴訟手続等の中止)

第二十条の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四条の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後ににおいて、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。

(終局決定以外の決定に対する即時抗告)

第二十一条 調停手続における終局決定以外の決定に対しては、この法律に定めるもののほか、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第二十二条の一 調停手続における申立てその他の申述について、民事訴訟法第一編第八章(第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。)の規定を準用する。

この場合において、同法第一百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人(民事調停法第十一條(同法第十五条において準用する場合を含む。)の規定により調停手続に参加した者)をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。」と、同条第三項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲

以下この章において同じ。」とあるのは「調停事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等」をいう。以下この章において同じ。」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲

覽若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは、「調停事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは、「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは、「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは、「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは、「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは、「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者」は、「訴訟記録等」とあるのは、「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは、「調停事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは、「当事者又は参加人又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二条 特別の定めがある場合を除いて、調停に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十条、第四十二条の二及び第五十二条の規定は、この限りでない。

(二)の法律に定めない事項)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、調停に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二節 民事調停官

(民事調停官の任命等)

第二十三条の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

民事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。

民事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

民事調停官は、非常勤とする。

民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三、職務上の義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この法律に定めるもののほか、民事調停官の任免に關して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(民事調停官の権限等)

第二十三条の三 民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、次条第三項に規定する権限並びにこの法律の規定（第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定を含む。）及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限（調停主任に係るもの）のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一、第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第三十条（第三十三条において準用する場合を含む。）において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二、第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定（同法第十三条及び第十四条第三項本文（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に関する権限

して規定されている特定調停に関する権限

して規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に関する権限

4 民事調停官は、独立してその職權を行ふ。
3 民事調停官の除斥及び忌避

4 民事調停官の除斥及び忌避について、裁判所書記官に對し、その職務に關し必要な命令を下すことができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

3 民事調停官の除斥又は忌避については、非訟事件手続法第十一条、第十二条並びに第十三条第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 非訟事件手続法第十三条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることができる。

2 非訟事件手続法第十三条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることができる。

2 非訟事件手続法第十三条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることができる。

2 非訟事件手続法第十三条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

第二章 特則

第一節 宅地・建物調停

(宅地・建物調停事件・管轄)

第二十四条の二 借地・借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に關する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしてしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならぬ。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適當でないと認めるときは、この限りでない。

（地代借賃増減調停事件の前置き）

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適當な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上

の和解と同一の効力を有する。

（地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項）

2 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適當な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第二節 農事調停

(農事調停事件)

第二十五条 農地又は農業經營に付隨する土地、建物その他の農業用資産（以下「農地等」といいう。）の貸借その他の利用關係の紛争に關する調停事件については、前章に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（管轄）

第二十六条 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(小作官等の意見陳述)

第二十七条 小作官又は小作主事は、調停手続の期日出席し、又は調停手続の期日外において、調停委員会に対し意見を述べることができる。

2 調停委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が小作官又は小作主事との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、小作官又は小作主事に同項の意見を述べさせることができることとする。

第二十八条 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聽かなければならぬ。

(裁判官の調停の準用)

第二十九条 前二条の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(移送等への準用)

第三十条 第二十八条の規定は、裁判所が、第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようといし、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第三十一条 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

(鉱害調停事件)

第三十二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

第三十三条 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

(鉱害調停事件・管轄)

第三十四条 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第三十五条 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第七節 知的財産調停
第三十六条 知的財産の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、同条の規定(同条第一項の規定中当事者が合意で定める管轄に関する部分を除く)により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。
一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 東京地方裁判所
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 大阪地方裁判所

第三章 罰則
(不出頭に対する制裁)
第三十四条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

第三十五条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

(過料についての決定)

第三十六条 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 前項に規定するもののほか、過料についての決定に關しては、非訟事件手続法第五編の規定(同法第百十九条並びに第百二十二条第一項及び第三項の規定並びに同法第百二十条及び第二百二十二条の規定中検察官に關する部分を除く。)並びに刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(借地・借家調停法等の廃止)

第二条 借地・借家調停法(大正十一年法律第四十一号)、小作調停法(大正十三年法律第十八号)、商事調停法(大正十五年法律第四十二号)及び金銭債務臨時調停法(昭和七年法律第二十六号)は、廃止する。

(従前の調停事件)

第十三条 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

(調停委員となるべき者の選任等)

第十四条 この法律施行前に従前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。
2 この法律施行後に同法の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、従前の法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

3 前二項の規定は、調停主任の指定に準用する。

(罰則の適用)

第十五条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なを従前の例による。

2 小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。

3 この法律施行後の行為に対する罰則の適用については、従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは「三千円」とする。
4 この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六条又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九条の規定を適用する。

附 則 (昭和四六年四月六日法律第四二号)

この法律(第一条を除く。)は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月二四日法律第五五号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に調停委員会においていた手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定により調停委員会においていた手続及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に調停委員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

(施行期日) 附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受け手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

(施行期日) 附 則 (昭和五七年八月一四日法律第八三号) 抄

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (平成三年一〇月四日法律第九一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えが提起された場合における借地借家法(平成三年法律第九十号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお従前の例による。

3 改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても、適用する。

4 商事の紛争に関する調停事件又は鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件でこの法律の施行前に改正前の第三十一条第一項(改正前の第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

(施行期日) 附 則 (平成一五年七月二十五日法律第一二八号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
二 第三条(民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。)及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

(施行期日) 附 則 (平成一六年一一月三日法律第一五二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第一百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の二七の項イ(イ)の改正規定(取消しの申立て)の下に「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る)、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第一百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第四項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定（附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一一条中少年鑑別所法第三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定）公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る。）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十二条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八条）の改正規定、附則第二十五条の規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五十一条）と/or（「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五十五条）と/or（「日米連裁判権議定書刑事特別法」という。）第十四条を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五十五条）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条定（「二百七十八条の二第二項」を「二百七十八条の三第三項」に改める部分に限る。）

附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

（罰則に関する経過措置）第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 第二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

一 第三条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項第一項第三号の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、同法第一百九十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百九十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十一条の改正規定、同法第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三十二条第三項の改正規定、同法第一百八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定）公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに）を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第六百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）」と改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条から第八十六条までに改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条

に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第一百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百九十二条第三項の改正規定（「第八十五条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条规定手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」と」を加える部分に限る。）、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十二条第五項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日